

法制審議会民法（債権関係）部会 第86回会議に対する意見

部会委員 大島 博

## 第2 保証

### 1 個人保証の制限

経営に関係のない第三者の保証を制限する規定を導入することには反対しない。

しかし、現在有効かつ適切に行われている保証契約が行えないなど、中小企業の資金調達に支障が生じないように留意することが必要である。現在の金融庁の監督指針に記載されている者のうち、純然たる第三者の自発的な申し出による保証以外は、公正証書の方法によらずして、保証を認めるべきであると主張してきた。

今回の部会資料での提案は（1）ア及びイの範囲が部会資料70Aの範囲より狭まっております。賛成することは困難である。（1）で経営者と同視しうる者として保証できる者の範囲を的確に定めなければ、個人事業主を含む中小・小規模事業者の資金調達に極めて大きな影響を生ずる。そこで、以下の点について再度の検討を強く求めたい。

①まず、個人事業主に対する保証の問題を解決する必要がある。

今回の提案では、主債務者が個人事業主の場合には配偶者を保証人として融資を受けることは非常に困難になる。しかし、個人事業主においては夫婦で一つの事業を営み、配偶者がその事業の遂行に重要な役割を果たしている場合も少なくない。金融庁の監督指針の下でも認められている、当該業務に専従する配偶者の保証については明文の規定を置くべきである。

②また、事業の後継者が有効に保証を行えるよう、（1）で明確に定めることも必要である。現在、金融庁の監督指針においても、経営者に身体の不調等がある場合は、事業承継予定者の保証を認めている。融資の時点では事業承継予定者が、他の企業に勤務している等の理由で取締役になっていないことも頻繁に見受けられる。このような事業承継予定者が、今まで通り保証を行えるような規定を設けるべきである。

政府においても、小規模企業の事業の持続的な発展のため、小規模企業の振興のための基本法の制定を予定している。今般の改正にあたり、個人事業主がその多くを占める小規模事業者の資金調達が、現状より困難にならないよう配慮することは必要不可欠と考える。

なお、中小企業は公正証書を作成した経験がない企業も多く、手間や費用が掛かる上、心理的圧迫感が強い。そのため、現在の金融庁の監督指針で認められている経営者と同視しうる者の保証は（1）ですべて記載するべきであると考えます。

## 2 契約締結時の情報提供義務

主たる債務者が、保証を委託しようとする者に対し、十分な説明を行うことは当然であると考えており、提案の趣旨は理解できる。

しかし、保証委託にあたり情報提供が必要となる根拠は、保証人が主債務者の財産状態を知り得ないことにある。経営者本人やこれに類する者については主債務者の資産状況を知りうる立場にあるため、このような情報提供義務は保証人が経営者等以外の第三者である場合に生ずる旨を明文化すべきである。

また、今回の規定は、事業会社が債権の履行確保のために行う取引保証についても適用されるものと想定されるが、事業会社は主債務者が十分な説明を行ったかどうかを確認する手段を有しておらず、このような場合に保証の取消を認めることは、新規の取引等を萎縮させる懸念がある。そこで、保証契約の取消を認める範囲は貸金等の債務に対する保証に限定すべきである。

以上